

## 平成26年第3回砂川市議会定例会

平成26年9月8日（月曜日）第1号

### ○議事日程

- 開会宣告
- 開議宣告
- 日程第 1 会議録署名議員指名  
議事日程報告  
議長諸般報告
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 主要行政報告
- 日程第 4 教育行政報告
- 日程第 5 議案第 4号 砂川市税条例の一部を改正する条例の制定について  
議案第 5号 砂川市福祉医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について  
議案第 6号 株式会社砂川振興公社の議決権行使について  
議案第 1号 平成26年度砂川市一般会計補正予算  
議案第 2号 平成26年度砂川市国民健康保険特別会計補正予算  
議案第 3号 平成26年度砂川市介護保険特別会計補正予算  
[予算審査特別委員会]
- 散会宣告

### ○本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員指名  
北谷 文夫議員  
増山 裕司議員  
議事日程報告  
議長諸般報告
- 日程第 2 会期の決定  
自 9月 8日  
至 9月10日 3日間
- 日程第 3 主要行政報告
- 日程第 4 教育行政報告
- 日程第 5 議案第 4号 砂川市税条例の一部を改正する条例の制定について  
議案第 5号 砂川市福祉医療費助成条例の一部を改正する条例の制定につ

いて

- 議案第 6号 株式会社砂川振興公社の議決権行使について  
議案第 1号 平成26年度砂川市一般会計補正予算  
議案第 2号 平成26年度砂川市国民健康保険特別会計補正予算  
議案第 3号 平成26年度砂川市介護保険特別会計補正予算  
[予算審査特別委員会]

○出席議員（13名）

議長	東 英 男 君	副議長	飯 澤 明 彦 君
議員	一ノ瀬 弘 昭 君	議員	増 山 裕 司 君
	増 井 浩 一 君		水 島 美喜子 君
	多比良 和 伸 君		土 田 政 己 君
	小 黒 弘 君		北 谷 文 夫 君
	尾 崎 静 夫 君		沢 田 広 志 君
	辻 勲 君		

○欠席議員（0名）

○ 議 会 出 席 者 報 告 ○

1. 本議会に説明のため出席を求めた者は次のとおりである。

砂 川 市 長	善 岡 雅 文
砂川市教育委員会委員長	中 村 吉 宏
砂川市監査委員	奥 山 昭
砂川市選挙管理委員会委員長	其 田 晶 子
砂川市農業委員会会長	渡 邊 勝 郎

2. 砂川市長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

副 市 長	角 丸 誠 一
病院事業管理者	小 熊 豊
総務部長兼 会計管理者	湯 浅 克 己
市民部長	高 橋 豊
経済部長	佐 藤 進
経済部審議監	田 伏 清 巳
建設部長	古 木 信 繁
建設部技監	山 梨 政 己

病 院 事 務 局 長 氏 家 実  
総 務 課 長 安 田 貢  
政 策 調 整 課 長 熊 崎 一 弘

3. 砂川市教育委員会委員長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

教 育 長 井 上 克 也  
教 育 次 長 和 泉 肇

4. 砂川市監査委員の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

監 査 事 務 局 局 長 中 出 利 明

5. 砂川市選挙管理委員会委員長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局 長 湯 浅 克 己

6. 砂川市農業委員会会長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

農 業 委 員 会 事 務 局 長 佐 藤 進

7. 本議会の事務に従事する者は次のとおりである。

事 務 局 長 河 端 一 寿  
事 務 局 次 長 高 橋 伸 二  
事 務 局 主 幹 佐 々 木 純 人  
事 務 局 係 長 杉 村 有 美

○議長 東 英男君 おはようございます。開会前に、7月22日付で渡邊勝郎氏が砂川市農業委員会会長に就任され、今定例会から説明員として出席しておりますので、ご紹介し、ご挨拶をいただきたいと思ひます。

〔農業委員会会長挨拶〕

開会 午前10時01分

◎開会宣告

○議長 東 英男君 ただいまから平成26年第3回砂川市議会定例会を開会します。

◎開議宣告

○議長 東 英男君 本日の会議を開きます。

◎日程第1 会議録署名議員指名

○議長 東 英男君 日程第1、会議録署名議員の指名を議題とします。

会議録署名議員は、会議規則第78条の規定により、北谷文夫議員及び増山裕司議員を指名します。

本日の議事日程並びに議長諸般報告は、お手元に配付のとおりであります。

◎日程第2 会期の決定

○議長 東 英男君 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りします。

今定例会の会期は、本日から9月10日までの3日間にしたいと思ひます。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、会期は3日間と決定いたしました。

◎日程第3 主要行政報告

○議長 東 英男君 日程第3、主要行政報告を求めます。

市長。

○市長 善岡雅文君 (登壇) 前回の定例市議会以降における主要行政について報告を申し上げます。

2ページ、総務部市長公室課の関係では、3点目の砂川市地域コミュニティ活動支援事業補助金について、町内会による地域活動や地域の身近な課題解決に向けた取り組みを支援する「砂川市地域コミュニティ活動支援事業補助金」の申請を5月30日まで受けたところ、87町内会のうち83町内会より申請があったところであります。

次に、4点目の市民活動等入門講座について、7月14日・24日・31日の3日間、

地域交流センターゆうにおいて、市民活動団体等の活動を担っていく人材の育成と確保を目的に、市民活動、地域活動、まちづくりに関心、興味をお持ちの方々を対象に全3回の「市民活動等入門講座」を開催したところであります。講座では、講師からの講話のほか、まちづくりや起業プランをテーマにワークショップを実施し、受講者31人、延べ64人の参加があったところであります。

次に、3ページ、政策調整課の関係では、4点目の中空知定住自立圏形成協定の締結について、7月15日、定住自立圏構想に基づく複眼型の中心市である砂川市と滝川市が、定住自立圏形成に連携の意思を有する芦別市、赤平市、歌志内市、奈井江町、上砂川町、浦臼町、新十津川町及び雨竜町とそれぞれ人口定住のために必要な都市機能及び生活機能の確保、充実に向け、連携して取り組む事項について定めた協定を締結したところであります。

次に、4ページ、6点目の中空知定住自立圏共生ビジョン懇談会について、8月4日、砂川市及び滝川市が、中空知定住自立圏の将来像及び協定に基づき推進する具体的な取り組み内容等を記載する定住自立圏共生ビジョンを策定するため、中空知定住自立圏共生ビジョン懇談会を設置し、平成26年度第1回懇談会を開催し、座長及び副座長の選出後、定住自立圏構想の概要、これまでの経過、中空知定住自立圏共生ビジョン原々案、今後のスケジュール等について協議したところであります。

また、9月2日、平成26年度第2回懇談会を開催し、中空知定住自立圏共生ビジョン原案、パブリックコメントの実施、今後のスケジュール等について協議したところであります。

次に、10点目の平成26年度普通交付税の決定について、本年度の普通交付税額は40億8,626万8,000円で、前年度比0.9%の減と決定し、普通交付税からの一部振りかえ分である臨時財政対策債を含めた額につきましても44億9,118万8,000円で、前年比1.2%の減となったところであります。

次に、6ページ、市民部市民生活課の関係では、8点目の交通安全運動の推進について、(2)に主な啓発運動を記載してございますが、7月18日、砂川市民を交通事故から守る一斉旗の波運動を市内の団体、個人など355人の参加により実施したところであります。

次に、12ページ、経済部商工労働観光課の関係では、6点目の観光宣伝活動について、(1)、THEサッポロビヤガーデンの関係では、8月14日、サッポロビール北海道本社主催イベント「THEサッポロビヤガーデンふるさと応援PRステージ」が札幌市大通公園内会場にて行われ、商工労働観光課及び地域おこし協力隊員がお菓子に扮して出演し、砂川市及び地元製品のPR活動を行ったところであります。

(2)、北海道日本ハムファイターズ「212物語」の関係では、8月26日、北海道日本ハムファイターズのマスコットB・Bが全道の市町村を訪問する企画「212物語」

の撮影が市内各所で行われ、砂川市及び地元産品のPR活動を行ったところでもあります。また、地域交流センターゆうで交流会を行ったところでもあります。

次に、13ページ、農政課の関係では、3点目の農作物の生育状況について、水稻については6・7月の高温により生育が進み、穂数が増加しているところでもあります。また、トマトについては、高温の影響により生育は早く、日焼け果や裂果が目立ち、小玉傾向であるため、出荷箱数は前年より5%程度少なくなっているところでもあります。

次に、17ページ、建設部建築住宅課の関係では、8点目のすながわハートフル住まいの助成金について、各事業の5月から7月までの交付件数及び交付金額は、(1)、永く住まい住宅改修助成事業は13件、299万7,000円、(2)、まちなか住まい等住宅建設又は購入助成事業は10件、550万2,000円、(3)、高齢者等安心住まい住宅改修助成事業は5件、78万2,000円をそれぞれ交付したところでもあります。

以上を申し上げまして、主要行政報告といたします。

#### ◎日程第4 教育行政報告

○議長 東 英男君 日程第4、教育行政報告を求めます。

教育長。

○教育長 井上克也君 (登壇) 前回定例会以降におけます教育行政の主な内容につきましてご報告申し上げます。

初めに、学務課所管について申し上げます。1点目の公立高等学校配置計画地域別検討協議会についてであります。7月31日、滝川市において、公立高等学校配置計画地域別検討協議会が開催され、道教委が9月に策定する平成27年度から29年度までの公立高校の配置計画の計画案について説明が行われました。この計画案では、空知北学区内において、平成27年度から奈井江商業高校の学級減が示されており、平成30年度から33年度までの間においては、4年間で6から7学級相当の調整、欠員の状況やこれまでの調整を考慮し、再編整備や学校・学科の配置のあり方を含めた定員調整の検討、欠員が40人以上生じている学校について、学科の見直しや定員調整などについて検討、小規模校について、中卒者数や欠員の状況を考慮し、学級減や再編整備を含め、そのあり方の検討が必要であるとの説明がありました。なお、滝川市内及び深川市内においては、具体的な学校名は示されておりませんが、市立高校を含めた再編や定員調整の検討が必要であるとの説明がありました。

2ページをごらんいただきます。3点目の「いじめの状況等に関する調査」結果についてであります。市内小中学校の全児童生徒を対象にして「いじめの状況等に関する調査」を6月2日から6月13日にかけて実施いたしました。調査票の回収率は、98.8%であり、この調査結果に基づき児童生徒の聞き取り等を行い、いじめと認知したものは、

小学校がゼロ件、中学校が3件、合計3件で、学校において指導を行った結果、いずれも解消されている状況であります。

次に、4点目の砂川中学校の火災についてであります。8月20日放課後、同中学校生徒の軽率な行為により、3階の第1学年教室において火災が発生し、ごみ箱と周辺の壁の一部を焦がしました。教職員が消火器で消火し、生徒及び教職員にけがはなかったところであります。教育委員会といたしましては、翌日の21日に開催した校長会議において、再発防止に向けた学校施設安全管理の取り組みの徹底について指導を行ったところであります。

続きまして、社会教育課所管について申し上げます。3ページをごらんいただきます。3点目の職場体験バスツアーについてであります。7月28日、市内家庭教育サポート企業をバスで移動しながら、職業体験や職場見学を行い、その経験を家庭に持ち帰ることで、家庭教育の推進を図ることを目的に実施いたしました。当日は、低学年20名が奥山農園、ほんだ菓子司、公民館・図書館を、高学年20名が三共建具工業、コープさっぽろ砂川店、北海道電力砂川発電所を訪れ、それぞれさまざまな体験を行いました。

次に、4点目のジャリン子七夕・ジャリン子夏祭りについてであります。8月7日、「ジャリン子七夕・ジャリン子夏祭り」を親子など300名の参加を得て開催いたしました。ジャリン子七夕は、すながわスイートロード協議会、砂川ロータリークラブ、砂川商店会連合会、ゆうゆうクラブ、砂川市子ども会育成団体連絡協議会、NPO法人ゆう、地域おこし協力隊で実行委員会を組織して実施するもので、当日は、悪天候のため商店街でのスタンプラリーは中止となりましたが、地域交流センターゆうを会場として、ジャリン子夏祭りや流しそうめんを行いました。ジャリン子夏祭りは、子ども会育成団体連絡協議会が担当して、民生児童委員協議会や更生保護女性会の協力のもと、子ども会リーダーが主体となって遊びのコーナーや飲食の出店の企画運営を行いました。

続きまして、公民館所管について申し上げます。3点目のナイトミュージアムについてであります。8月10日、公民館において、郷土砂川に関心を持ってもらうきっかけづくりを行うことを目的に、小学生37名の参加を得て実施いたしました。当日は、砂川市郷土研究会、郷土資料室ボランティア、司会アナウンス・インプレッションなどの協力のもと、参加者は、グループごとに夜の公民館と郷土資料室を回りながら、クイズに答えたり、各部屋に展示した郷土資料の説明を受けたりしました。

続きまして、スポーツ振興課について申し上げます。2点目の第27回アメニティ・タウンすながわマラソン大会についてであります。6月29日、北海道子どもの国周辺地域で種目別に分かれて実施いたしました。今回から自動計測装置を導入して記録をとる方式を採用し、参加者数は10キロメートルが205名、5キロメートルが120名、3キロメートルが39名、親子ペアが37組の74名で、合計438名でありました。なお、地域別の参加者数は市内77名のほか、道内361名でありました。

5 ページをごらんいただきます。下段、7 点目の総合体育館リニューアルオープンについてであります。昨年 10 月から耐震補強、アスベスト除去のほか、老朽化した設備等の改修工事を進めてきた総合体育館が、リニューアルして 9 月 1 日にオープンいたしました。

以上を申し上げまして、教育行政報告とさせていただきます。

- ◎日程第 5 議案第 4 号 砂川市税条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 5 号 砂川市福祉医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 6 号 株式会社砂川振興公社の議決権行使について
- 議案第 1 号 平成 26 年度砂川市一般会計補正予算
- 議案第 2 号 平成 26 年度砂川市国民健康保険特別会計補正予算
- 議案第 3 号 平成 26 年度砂川市介護保険特別会計補正予算

○議長 東 英男君 日程第 5、議案第 4 号 砂川市税条例の一部を改正する条例の制定について、議案第 5 号 砂川市福祉医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について、議案第 6 号 株式会社砂川振興公社の議決権行使について、議案第 1 号 平成 26 年度砂川市一般会計補正予算、議案第 2 号 平成 26 年度砂川市国民健康保険特別会計補正予算、議案第 3 号 平成 26 年度砂川市介護保険特別会計補正予算の 6 件を一括議題とします。

各議案に対する提案者の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長 湯浅克己君（登壇） 議案第 4 号 砂川市税条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

改正の理由は、地方税法の一部が改正されたことに伴い、法人市民税の法人税割及び軽自動車税の税率を見直すため、本条例の一部を改正しようとするものであります。

それでは、次ページをお開きいただきたいと存じます。砂川市税条例の一部を改正する条例であります。改正の主な内容につきましては、5 ページ、議案第 4 号附属説明資料によりご説明申し上げます。なお、附属説明資料、市税条例の改正要旨の表の構成につきましては、左から改正条項、改正項目、改正の内容、適用年月日となっております。

第 34 条の 4 の改正は、法人税割の税率の定めであり、消費税率引き上げによる地域間の税源の偏在性を是正し、財政力格差の縮小を図るため、法人住民税法人税割の一部を新たに国税の「地方法人税」として創設し、その財源を地方交付税の原資とするため、法人税割の標準税率及び制限税率が引き下げられたことから、法人税割の税率について 100 分の 14.7 を引き続き制限税率である 100 分の 12.1 にする改正規定であります。

第 82 条の改正は、軽自動車税の税率の定めであり、軽自動車税の税率について、小型自動車との比較における性能面や大きさなどに遜色がなくなっている中、税率につい



ては差がかなり大きいことから負担水準の適正を図ること、また、都道府県税であります自動車取得税率の引き下げに伴い、市町村へ交付される自動車取得税交付金が減少することから、その財源の確保のため、軽自動車税の標準税率が引き上げられたものであり、さらに本市においては平成20年度から行財政改革の一環として標準税率の1.2倍としていた税率を今回の改正にあわせ、標準税率が定められているものは標準税率とし、標準税率が定められていない小型特殊自動車は他との均衡を図り、税率を定める改正規定であります。改正内容は、原動機付自転車で総排気量50cc以下は1,200円を2,000円に、総排気量50cc超90cc以下は1,400円を2,000円に、総排気量90cc超は1,900円を2,400円に、3輪以上、総排気量20cc超は3,000円を3,700円に、軽自動車で2輪のものは2,800円を3,600円に、3輪のものは3,700円を3,900円に、4輪以上のものの乗用・営業用は6,600円を6,900円に、乗用・自家用は8,600円を1万800円に、貨物・営業用は3,600円を3,800円に、貨物・自家用は4,800円を5,000円に、専ら雪上を走行するものは2,800円を3,600円に、小型特殊自動車で農耕作業用のものは1,900円を2,000円に、その他のものは5,600円を5,900円に、2輪の小型自動車は4,800円を6,000円にするものであります。

附則第16条の改正は、軽自動車税の税率の特例の定めであり、軽自動車税においてもグリーン化を進める観点から、初めて車両番号の指定を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の3輪以上の軽自動車に対して、おおむね20%の重課を課する規定であり、軽自動車で3輪のものの3,900円は4,600円に、4輪以上のものの乗用・営業用の6,900円は8,200円に、乗用・自家用の1万800円は1万2,900円に、貨物・営業用の3,800円は4,500円に、貨物・自家用の5,000円は6,000円にするものであります。

次に、2ページにお戻りいただきたいと存じます。改正附則についてであります。第1条は、この条例の施行期日の定めであり、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行するものであります。

第1号に定める法人市民税法人税割の税率に関するものは平成26年10月1日から、第2号に定める軽自動車税の税率に関するものは平成27年4月1日から、第3号に定める軽自動車税の税率の特例、重課に関するものは平成28年4月1日から、それぞれ施行するものであります。

第2条は市民税に関する経過措置の定めであり、第3条から第5条までは軽自動車税に関する経過措置の定めで、第3条は改正後の新税率について平成27年度以後の年度から適用とし、第4条は特例の税率について平成28年度以後の年度から適用とし、第5条は平成27年3月31日以前に車両番号の指定を受けている車両についての読みかえ規定であり、内容につきましては6ページをごらんいただきたいと存じますが、表の中ほどの改

正附則第5条であります。軽自動車税に関する経過措置であり、平成27年3月31日以前に車両番号の指定を受けた3輪以上の軽自動車に関する経過措置として、第82条第2号ア関係の税率であります。軽自動車で3輪のもの3,900円は3,100円に、4輪以上のものの乗用・営業用の6,900円は5,500円に、乗用・自家用の1万8000円は7,200円に、貨物・営業用の3,800円は3,000円に、貨物・自家用の5,000円は4,000円に読みかえる規定であり、改正前の標準税率となるものであります。

次に、7ページ、附則第16条（特例税率）関係ですが、平成27年3月31日以前に車両番号の指定を受けた3輪以上の軽自動車に関する経過措置として税率が読みかえられたものについて、軽自動車で3輪のもの3,100円は4,600円に、4輪以上のものの乗用・営業用の5,500円は8,200円に、乗用・自家用の7,200円は1万2,900円に、貨物・営業用の3,000円は4,500円に、貨物・自家用の4,000円は6,000円に読みかえる規定であり、重課を課すことを改めて規定するものであります。

今回の改正により、軽自動車税につきましては原動機付自転車、軽自動車のうち2輪のもの及び専ら雪上を走行するもの、小型特殊自動車並びに2輪の小型自動車につきましては税率が引き上げとなることとなりますが、軽自動車のうち3輪のもの及び4輪以上のものにつきましては初めて車両番号の指定を受けた月により税率が区分されることとなります。平成27年度分以後の課税につきましては、課税台数の最も多い4輪以上のものの乗用・自家用で例示をいたしまして説明申し上げますが、現行の税率は8,600円ですが、平成27年4月1日以降に指定を受けた車両は1万8000円に引き上げとなり、平成27年3月31日以前に指定を受けた車両は標準税率の1.2倍となっている税率の見直しを図ったことから、7,200円に引き下げとなるものであります。この車両のうち、平成28年度課税分から、指定を受けた月から起算して14年を経過した車両は1万2,900円に引き上げになるものであり、平成28年度課税分から重課となる車両は、平成14年12月末までに指定を受けた車両であります。

なお、軽自動車税税率の改正内容を表としてまとめたものを参考資料として添付しておりますので、ご高覧いただきたいと思います。

以上、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長 東 英男君 市民部長。

○市民部長 高橋 豊君（登壇） 議案第5号 砂川市福祉医療費助成条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

改正の理由は、「次代の社会を担う子供の健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律」により、母子及び寡婦福祉法の一部が改正され、同法を引用する条項の整理を図るため、本条例の一部を改正しようとするものであります。

次ページをお開き願います。砂川市福祉医療費助成条例の一部を改正する条例であります。改正の内容につきましては、3ページ、附属説明資料の新旧対照表によりご説明申し上げます。向かいまして左が現行、右が改正後となっており、改正部分につきましてはアンダーラインを表示しております。

第2条は、定義の定めであり、第1項第4号中、「母子及び寡婦福祉法第6条第1項」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法第6条第1項及び第2項」に改めるものであります。

なお、附則といたしまして、この条例は平成26年10月1日から施行するものであります。

以上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長 東 英男君 経済部長。

○経済部長 佐藤 進君 (登壇) 議案第6号 株式会社砂川振興公社の議決権行使についてご説明申し上げます。

砂川市議会の議決すべき事件を定める条例第2条第1号の規定に基づき、市が株式会社砂川振興公社の株主総会において、会社の解散の議決権を行使することについて、議会の議決を求めるものであります。

提案の理由としましては、株式会社砂川振興公社の株主総会において、市が会社の解散の議決権を行使するため、本案を提出するものであります。

補足説明をさせていただきますと、株式会社砂川振興公社は昭和45年4月、会社法(旧商法)に基づく法人として設立、当初の主な事業は用地の取得、造成等及び市の委託業務でありましたが、用地取得等の業務は昭和48年1月に設立登記しました土地開発公社に移管されました。その後、昭和63年に、市は石狩川河川敷地の有効利活用を図る目的でオアシスゴルフ場等の造成、運営を振興公社に業務委託し、ゴルフ場は平成元年までに、ゴルフ練習場は平成3年までに、オートスポーツランドは平成元年までに総額約6億7,200万円で造成、以降においてもそれぞれ整備工事が行われました。振興公社の収益事業は、この3事業と市の委託事業のオアシスパーク施設管理業務であります。ゴルフ場の利用者数は、平成2年のオープン後、平成3年には5万人を超え、その後ゴルフ人口の減少とバブル経済の崩壊等により減少が続き、平成20年度には2万人を切り、平成25年度には1万5,868人となっております。平成25年度末の決算状況では約2億6,000万円の繰越欠損金が計上され、この間に平成22年度には市が2億円の長期貸し付けを行い、民間金融機関の長期借入金の一括返済、また短期借入金の一部返済による支払い利息等の負担軽減により、自力での経営を図りましたが、ゴルフ人口の減少と天候に恵まれず利用者数の減少から、平成25年度決算ではキャッシュフローの期末残高から未払い金等を控除すると約140万円の運転資金となるため、平成26年度の当初事業案では赤字が見込まれたことから、平成27年度につながる管理委託経費を削減した事業計画を策定したところであります。このため、平成27年度以降、運転資金の確保が見込めない

ことから経営を継続することができないと判断し、今般、砂川振興公社の解散を株主総会に諮るため、8月25日に振興公社の取締役会を開催し、この旨を了承、今年度のゴルフコース営業終了後、速やかに株主総会を開催するとの報告を受けております。

なお、株式会社砂川振興公社の概要を参考資料といたしまして添付しておりますので、ご高覧をいただきたいと存じます。

以上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長 東 英男君 総務部長。

○総務部長 湯浅克己君（登壇） 議案第1号 平成26年度砂川市一般会計補正予算についてご説明を申し上げます。

今回の補正は、第3号であります。

第1条は、歳入歳出予算の補正であります。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億4,767万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ118億1,082万3,000円とするものであります。

それでは、歳出からご説明をいたしますが、説明の欄の頭に付してある一つ丸は継続事業であり、二重丸及びアンダーラインを付してあるのは臨時事業であります。

初めに、18ページをお開きいただきたいと存じます。2款総務費、1項1目一般管理費で一つ丸、ふるさと応援寄附金に要する経費の補正は、寄附件数が増加傾向にある中、より多くの方に寄附していただけるよう、贈呈する特産品の寄附額に応じた区分や内容の見直しを図るとともに、贈呈する回数の制限を廃止するほか、寄附者の利便性の向上を図るため、インターネットを利用した申し込み及びクレジットカードによる納付を開始するものであります。ふるさと応援寄附金謝礼159万2,000円の補正は、寄附額に応じて選択していただく特産品等の区分を寄附額1万円から100万円までの7区分に拡大したことに対応するものであり、通信運搬費25万8,000円の補正は、特産品の郵送料であり、手数料8万1,000円の補正は、クレジットカードによる納付を12月から開始するための導入及び利用手数料などであります。

同じく5目財産管理費で一つ丸、財産管理に要する経費の財政調整基金積立金1億3,074万8,000円の補正は、財源調整を行うため、財政調整基金へ積み立てするものであります。

同じく12目電算管理費で一つ丸、電算管理に要する経費の補正は、平成25年5月に成立した「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」、いわゆるマイナンバー法において、国及び地方公共団体等は社会保障制度、税制、その他の行政分野における給付と負担の適切な関係を維持するため、それぞれが保有する個人情報について情報連携することとされており、平成28年1月からの個人番号カードの発行や平成29年7月からの国と地方公共団体間の情報連携等が予定されているところであります。番号制度システム整備委託料1,215万円の補正は、住民基本台帳システム、税

システムの改修及び統合利用番号サーバーの構築を行うものであり、中間サーバープラットフォーム負担金98万1,000円の補正は、マイナンバー法における個人番号関連システムの構築、整備等を担う地方公共団体情報システム機構が共同化による整備を進める、国が運用するネットワークと地方公共団体のシステムとのデータの受け渡しを行う中間サーバーの整備に係る経費を負担するものであります。

同じく13目まちづくり推進費で一つ丸、スマートインターチェンジの設置推進に要する経費の関連標識設計委託料400万円の補正は、スマートインターチェンジについて案内する、道路に設置する標識について、北海道開発局、北海道、砂川市の3者で協議した結果、設置については設置予定箇所である国道、道道の道路管理者である北海道開発局、北海道が行い、設計については砂川市が行うこととなったことから、設計業務を委託するものであります。

次に、20ページ、3款民生費、1項5目老人福祉費で一つ丸、老人憩の家の管理に要する経費の備品購入費35万7,000円の補正は、北光老人憩の家の平成9年に設置した暖房機が故障し、修理が困難なため購入するものであります。

同じく6目国民年金費で一つ丸、国民年金事務に要する経費の年金生活者支援給付金システム改修委託料148万2,000円の補正は、平成27年10月に予定されている消費税10%への引き上げによる財源を活用し、一定の所得に満たない年金受給者に対し、日本年金機構が給付金を支給する「年金生活者支援給付金の支給に関する法律」が平成27年10月に施行されることに伴い、支給資格を判定するため、所得情報を提供するシステムを新たに構築する必要があるため、国民年金システムを改修するものであります。

次に、22ページ、4款衛生費、1項2目予防費で一つ丸、感染症予防に要する経費の補正で、予防接種委託料531万9,000円の補正は、予防接種法施行令などの改正により、平成26年10月1日から水痘及び高齢者の肺炎球菌感染症が定期の予防接種の対象疾病となったことから、個別接種として医師会に委託するものであり、その他の経費15万1,000円の補正は、接種対象者へ通知するための郵送料であります。

次に、24ページ、6款農林費、1項1目農業委員会費で一つ丸、農業委員会の運営に要する経費の農地台帳システム改修委託料86万4,000円の補正は、農地法が改正され、農地台帳の作成及び農地台帳、農地に関する地図の公表が農業委員会に義務づけられたことから、台帳への記載事項の追加、データを公表するためのデータファイルを作成することなどが必要となったため、改修するものであります。

同じく、二重丸、農地中間管理事業に要する経費16万6,000円の補正は、担い手農家への農地の集積、集約化を図る農地中間管理機構が公益財団法人北海道農業開発公社に設置され、業務の一部である相談等の窓口業務などについて市が受託し、これを農業委員会に事務委任を行い、担い手農家の経営規模の拡大、生産の効率化、遊休農地の解消を図るものであり、この業務に係る事務経費であります。

同じく2項1目林業振興費で二重丸、未来につなぐ森づくり推進事業補助金22万8,000円の補正は、伐採後の確実な植林を支援することで森林資源の循環利用を促進し、森林の多面的機能の保全を図るため、森林所有者が行う造林事業に対し助成するものであり、2名の森林所有者から追加で事業実施の要望がなされたことから、助成するものであります。

次に、26ページ、7款商工費、1項1目商工振興費で一つ丸、商工業振興対策に要する経費の中小企業等振興補助金15万5,000円の補正は、砂川市中小企業等振興条約に基づき、人材の育成事業に対する助成として、株式会社ホリ2名、北海道三井化学株式会社1名、株式会社ローレル2名の従業員の中小企業大学校受講料を全額助成するものであります。

次に、28ページ、12款諸支出金、1項1目過年度過誤納還付金で一つ丸、過年度過誤納還付金3,164万3,000円の補正は、平成25年度の国・道支出金の精算による生活保護費国庫・道負担金、自立支援医療費道負担金などの返還金であります。

同じく3項1目開発公社費で二重丸、砂川振興公社損失補償金1億5,750万円の補正は、砂川振興公社がゴルフ場経営を廃止し、解散する方向となったことにより、砂川振興公社の金融機関からの借入金について損失補償契約を締結しているため、損失補償の実行が求められることから、損失補償金を計上するものであります。

以上が歳出でありまして、歳入につきましては5ページ、総括でご説明を申し上げます。14款国庫支出金で1,142万9,000円の補正は、社会保障・税番号活用推進費補助金、年金生活者支援給付金支給準備に係る国民年金事務費委託金であります。

15款道支出金で100万4,000円の補正は、農地台帳システム改修事業に係る農業委員会費補助金、未来につなぐ森づくり推進事業に係る林業奨励費補助金であります。

18款繰入金で8,341万4,000円の減は、財政調整基金繰入金を減額することにより財源調整を行うものであります。

19款繰越金で4億1,849万円の補正は、平成25年度決算による前年度繰越金であります。

20款諸収入で16万6,000円の補正は、農地中間管理事業業務委託費であります。

以上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長 東 英男君 市民部長。

○市民部長 高橋 豊君 (登壇) 私から議案第2号及び第3号についてご説明申し上げます。

初めに、議案第2号 平成26年度砂川市国民健康保険特別会計補正予算についてご説明申し上げます。

今回の補正は、第1号となります。

第1条は、歳入歳出予算の補正であり、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ56

5万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ25億5,897万8,000円とするものであります。

それでは、歳出からご説明申し上げます。10ページをお開き願います。11款諸支出金、1項1目一般被保険者過年度過誤納還付金で3,256万7,000円の増額補正は、主に平成25年度に交付された療養給付費等負担金の精算返還金によるものであり、同じく1項2目退職被保険者等過年度過誤納還付金で676万7,000円の増額補正は、平成25年度に交付された療養給付費等交付金の精算返還金によるものであります。

12ページをお開き願います。12款前年度繰り上げ充用金、1項1目前年度繰り上げ充用金で4,498万6,000円の減額補正は、平成25年度の収支不足額が見込みより減少したことによるものであります。

以上が歳出であります。歳入につきましては5ページ、総括でご説明させていただきます。10款諸収入で565万2,000円の減額補正は、療養給付費等負担金精算返還金及び前年度繰り上げ充用金などの確定により財政調整である雑入を減額するものであります。

以上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、議案第3号 平成26年度砂川市介護保険特別会計補正予算についてご説明申し上げます。

今回の補正は、第2号となります。

第1条は、歳入歳出予算の補正であり、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,839万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ17億5,396万6,000円とするものであります。

それでは、歳出からご説明申し上げます。18ページをお開き願います。3款基金積立金、1項1目基金積立金で816万4,000円の補正は、平成25年度道支出金、支払基金交付金を介護給付費準備基金に積み立てるものであります。

20ページをお開き願います。4款地域支援事業費、3項1目認知症施策等総合支援事業費59万6,000円の補正は、新規事業で二重丸、市民後見推進事業に要する経費として、平成25年度に実施した養成研修修了者に対するフォローアップ研修を3回実施するものであり、加えて市民や関係機関に対する啓発活動としてセミナーを開催する経費を補正するもので、財源は全額国庫補助金で対応するものであります。

22ページをお開き願います。6款諸支出金、1項1目過年度過誤納還付金で963万4,000円の補正は、介護保険料の過年度過誤納還付金30万円、平成25年度に交付された介護給付費等の精算による返還金の確定分933万4,000円によるものであり、返還金はそれぞれ国、道、支払基金に返還するものであります。

以上が歳出であります。歳入につきましては5ページ、総括でご説明させていただきます。3款国庫支出金で59万6,000円の補正は、認知症施策等総合支援事業費に対

する補助金であります。

4 款支払基金交付金で116万3,000円の補正、5 款道支出金で699万5,000円の補正は、平成25年度介護給付費負担金の過年度分として精算交付されるものであります。

7 款繰入金で23万6,000円の補正は、過年度過誤納還付金の財源として繰り入れるものであります。

8 款繰越金で940万4,000円の補正は、平成25年度の繰越金の確定によるものであります。

以上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長 東 英男君 以上で各議案の提案説明を終わります。

各議案に対する総括質疑は休憩後に行います。

10分間休憩します。

休憩 午前10時51分

再開 午前11時02分

○議長 東 英男君 休憩中の会議を開きます。

各議案に対する総括質疑を行います。

これより議案第4号及び第5号の一括総括質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで議案第4号及び第5号の一括総括質疑を終わります。

続いて、議案第6号の総括質疑に入ります。

質疑ありませんか。

小黒弘議員。

○小黒 弘議員 (登壇) それでは、議案第6号 株式会社砂川振興公社の議決権行使についてに対する総括質疑を行いたいと思います。

先ほどの提案説明でもありましたとおりで、今回の議決権の行使は振興公社の株主総会において、市が会社の解散をするというような意味でもありますので、振興公社のこれまでの財務内容などを通じながら、総括質疑を行いたいと思います。

まず、第1点目には、ゴルフ場を開設した平成2年度から平成25年度までの公社の収支状況はどうだったのかをお伺いをいたします。

2点目には、先ほどの提案説明でもありましたとおりで、平成3年ごろは利用者が5万人もいたときがあったわけですが、まちの中では、市民の声なのですから、その収益を公社職員の給料や人件費、あるいはその当時振興公社が墓地造成事業やスキー場のリフト建てかえ工事などを行っていたために、他の土地を買う資金にしたのではないかとというような、そういう資金にしたことによって借金の返済ができなかったのではという



ような声もありますが、市の調査結果をお伺いしたいと思います。

3点目は、ことしの7月1日号の広報すながわに掲載されました砂川オアシスゴルフ場、ゴルフ練習場の閉鎖についての記事で、これまで約17億円の借入れに対して約10億2,000万円の返済をしておりますとありますが、平成2年のゴルフ場開業からの数字を見る限りそのようなことはないと思いますが、説明を受けたいと思います。

4点目は、株式会社砂川振興公社には平成25年度決算において土地が3億円余り、建物が1,700万円余り、機械及び装置で5,700万円余りの固定資産を保有していますが、解散時の処理はどのように行われるのかをお伺いします。

5点目に、原状回復についてです。河川管理者と協議を進められていると思いますが、概算の約1億5,000万円は変わらないのか、協議を進めている上で大幅な増額になるというようなことはないのかをお伺いします。

最後に、6点目ですが、砂川振興公社はゴルフコース及びゴルフ練習場、オートスポーツランド、オアシスパーク施設管理の3事業を現在行っています。新聞報道あるいは議会等でゴルフ場とゴルフ練習場は閉鎖というお話があり、また8月6日付の道新ではオートスポーツランドについては指定管理者にて存続というような記事が出ておりました。振興公社解散後はそれぞれの事業をどうするのか、改めてお伺いをしたいと思います。

以上です。

○議長 東 英男君 副市長。

○副市長 角丸誠一君（登壇） 議案第6号に関して大きく6点の質疑がございましたので、順次ご答弁を申し上げたいと思います。

初めに、平成2年度から平成25年度までの財務状況ということでございました。株式会社砂川振興公社は昭和45年4月に設立し、当初は用地の取得・造成等の事業と市の委託事業で運営、昭和48年に設立した土地開発公社に用地の取得・造成等の事業を移管後は、市の委託事業を行っておりました。昭和59年度決算書では、利益剰余金が約50万円、借入金はなしと健全経営でありました。その後、市は石狩川河川敷地の有効利活用を図るため、昭和62年1月、河川ゴルフ場事業の計画実施を依頼、昭和63年7月、オートスポーツランドの設置を要請し、これらの施設の造成・運営は振興公社が資金調達、管理運営する内容の業務委託契約書、これは昭和63年8月1日に締結しておりますが、これを振興公社と交わして、今日まで経営しているところであります。

ゴルフ場を開始した平成2年以降の収支状況であります。平成25年度までの決算書による収支状況は、ゴルフコース収入、約26億2,400万円、ゴルフ練習場収入、約3億2,600万円、オートスポーツ収入、約2億4,600万円、受託事業収入、約5億6,000万円で、収入合計、約37億5,600万円となりますが、対する費用は、ゴルフコース、約28億6,100万円、ゴルフ練習場、約2億7,600万円、オートスポーツ、約2億4,300万円、受託事業費用、約4億4,300万円となり、費用合

計、約38億2,300万円で、事業損益は約6,700万円の損失赤字となります。これに一般管理費、事業外損益、特別損益等を加えますと、総損益で約2億5,800万円の損失となっており、平成元年度末で約200万円の損失が計上されておりますので、これに加え、平成25年度末で約2億6,000万円の欠損金となります。

振興公社設立から現在までを精査すると、ゴルフ場等の事業開始前は市からの受託事業のみで経営され、金融機関からの借り入れが一部あるものの、健全経営を図っておりました。ゴルフ場等の3事業を開始後、利益が生じたのは平成4年度、約1,701万7,000円、平成12年度、約392万8,000円のみでありました。平成3年度がゴルフ利用人数のピークであります。営業収入は、コース委託料、支払い利息、公租公課とクラブハウスや練習場で働く公社雇用者の人件費、平成8年度ではゴルフコースに17名、練習場で7名、24名の雇用をしておりましたが、等の費用と資本的支出としてゴルフコース修景整備やゴルフ練習場夜間照明設備工事の財源に充てられていた状況などから、平成2年度以降もゴルフコース等の補充工事や備品購入など、利用者の多い時期に資本的支出に充当され、投資額の償還を行うことが難しかったものと思われま。

次に、借入金の償還がなされていなかったという部分、あるいは公社の人件費等のお話でございました。それから、受託事業等のお話をご答弁申し上げます。まず、人件費についてであります。ゴルフコース費用28億6,100万円のうち、人件費として3億3,500万円が支出されております。これは、公社が雇用したクラブハウスでの受付・事務処理、カートの出し入れ、修繕、クラブハウス周辺の道路等の草刈り、補修を担当する臨時職員等の賃金及び法定福利費であります。また、ゴルフ練習場では、費用2億7,600万円のうち、ボールの収集、洗浄、周辺の草刈り、補修等を担当する臨時職員の賃金及び法定福利費として1億1,700万円が支出されており、年度により人数は変わりますが、平成8年ではゴルフコース、ゴルフ練習場で先ほどの28名の嘱託職員、臨時職員、短期雇用職員が配置されております。次に、コース管理委託料及び練習場維持管理委託料には委託先で雇用した方々の賃金及び法定福利費が含まれ、委託費用のため、雇用された人数、賃金等は把握されておられません。次に、振興公社職員の給料等であります。平成3年から平成10年度まで、振興公社、土地開発公社、財団法人オアシスパーク協会を兼務していた職員数は最多で8名が従事しており、3社で一定の比率によりそれぞれ負担しておりました。このうち振興公社は1割を負担し、この期間8年間で合計6,300万円を一般管理費から支出しているところであります。また、土地取得の関係では、昭和60年度決算書の財産目録、資産勘定に土地の所有はなく、それ以降においても土地を購入、所有した経過は決算書で認められない状況であり、振興公社の収益が他の事業の財源に充てられたという事実はないところであります。

受託事業の関係では、平成6年度、平成10年度に市から受託事業として市墓地造成事業を受託しており、平成6年度の受託収入は約4,400万円で、主な内容は工事費、約

3, 800万円、事務費ほか、約600万円となっております。また、平成10年度の受託収入は、約5,700万円で、主な内容は測量調査設計委託費、約500万円、工事費、約4,600万円、事務費ほか、約600万円であり、受託料として両年度分とも5年間で市から納入されております。

先ほどの答弁でゴルフコース、ゴルフ練習場で雇用の人数を28名と申し上げましたが、24名の誤りでございました。訂正させていただきたいと思っております。

次に、公社が17億円借り入れをし、10億円償還したというような債務の経過のご答弁を申し上げます。振興公社の借り入れは、昭和60年度に1,000万円の長期借り入れから始まっておりますが、これは当時河川ゴルフ場予定敷地内に民間のゴルフ練習場が営業を行っていたことから、これを買収するための借り入れとなっております。その後、昭和62年度に市が河川ゴルフ場建設資金として長期貸し付け1億円を行い、昭和63年度及び平成元年度にゴルフ場等の整備に金融機関から約6億5,700万円の長期、短期借り入れを行っており、この年の償還残額は約7億5,700万円でありました。長期借入金については、年に4,000万円前後の償還金を必要とし、また平成2年以降もコース等の補充工事や備品購入を行う年度があり、ゴルフ収益等では不足していたため、金融機関の長期、短期の資金を利用しており、この間の償還残額が最大となったのは平成3年度の約8億4,000万円であります。また、平成15年度からは、夕張問題から公社の民間借り入れが不可能となり、市が短期の無利子貸し付けを行い、償還していたところであります。平成21年度には市の貸し付けが3億2,000万円に達し、この時点で民間金融機関の長期償還残高は約1億2,200万円、短期償還残額は約2億3,800万円で、合計残額、約6億8,000万円であり、元利償還が経営を圧迫していたため、平成22年度に市は2億円を公社に貸し付けし、民間長期資金の一括償還と短期資金約7,900万円の一部償還を行い、支払い利息等の負担軽減による自力での経営を促し、最後の財政支援となったところであります。その後、振興公社が償還した元金は、115万円でありました。この間の民間金融機関からの長期借入金は、昭和60年から平成9年までの6回、借り入れ7億8,125万円、同じく民間金融機関からの短期借入金は、昭和61年から平成14年まで11回の借り入れで4億172万円、市からの借り入れは、昭和62年と平成15年から平成22年まで9回、5億2,000万円の合計17億297万円で、償還額は長期7億8,125万円、短期2億4,422万円の合計10億2,547万円で、償還残額は6億7,750万円となり、その内訳は民間金融機関の短期1億5,750万円、市5億2,000万円が現在の状況であります。

次に、振興公社の資産の関係でございますが、振興公社ではこの間、清算人を予定している弁護士と解散にかかわる課題等について協議をしております。その中で、資産の取り扱いについては、平成25年度決算書の財産目録における固定資産のゴルフコース勘定で約3億8,400万円の資産を有しておりますが、これは台帳上の資産、簿価であり、公

社の決算等では認められますが、債権者である市に代物弁済等により所有権を移転する場合、売却する場合等は時価による評価をしなければならないと指導されているところであります。そのため、資産台帳上の評価額とは異なるものになります。なお、最終的には清算人が時価額により価格を決定することになるものであります。また、そのようなことから、カート等については減価償却は終了しておりますが、使用できるカートは時価額による評価、もしくは希望者がいれば売却し、現金に換算されるものと考えられます。これらについても清算人の権限で行われることになるものであります。

それから、河川敷地の原状回復についてのご質疑でございますが、4月以降、河川管理者と協議を進め、現地調査、確認をしていただき、7月30日に札幌開発建設部において原状回復の判断がなされたところであります。主なものといたしまして、工作物、通路舗装、埋設深さ2メートル以内の工作物は全て撤去とされましたが、ティーグラウンド、グリーン、フェアウェイのアンジュレーション、これは起伏のことでありますけれども、フェアウェイのアンジュレーション、ウォーターハザード、バンカー等は現状のままで整地の必要は特にないとされたところであります。原状回復費用については、現在詳細を積算中ではありますが、河川敷地内のゴルフ場施設、ゴルフ練習場施設の撤去費用については、おおむね1億5,000万近くになるものと試算しているところであり、また河川敷地以外にもクラブハウス周辺の施設等がございます。そちらの設備の撤去に1,600万円程度かかるものと今試算しているところであります。なお、河川敷地の施設の除却につきまして複数年でというようなこともご相談いたしましたが、この点については3年以内というふうに期限を課せられたところでございます。

最後に、振興公社で行っている事業はどのようになるのかということでございます。振興公社の収益の大部分を占めるゴルフ場、練習場につきましては、例年の委託管理では資金が枯渇するため、次年度につながる委託管理経費を省いて今シーズン経営を確保しているものであり、営業終了後、振興公社は解散を予定しております。そのため、ゴルフ場、練習場、オートスポーツランド、市からの委託事業でありますオアシスパーク施設管理業務は行えないこととなります。このことについては、本年の市政執行方針でもご説明をしておりますが、ゴルフ場、練習場、オートスポーツランドについては、昭和63年に市と交わした業務委託契約を営業終了後に解約する考えが示されております。市としては、既に5億2,000万円の貸し付けを行っており、これ以上ゴルフ場経営に財政支援をしない、公費を投入しないという方針のもと、ゴルフ場、練習場は閉鎖、廃止する考えのとおりでございます。また、オートスポーツランドについては、融雪後の調査、河川管理者等との協議などから、JAF主催の全国大会が2つ開催され、知名度もあり、宿泊等200万円程度の経済効果、今後の地域資源としての活用等も考えられることから、存続について検討をしているところでございます。また、平成9年10月から振興公社に委託されているオアシスパーク施設管理業務は、当時オアシスパーク協会が平成5年に造成したオア

シスパークゴルフ場、平成8年に造成したゴーカートコース、ローラースケート場の維持管理を、協会が解散したことにより、当時有料施設ということから公社兼務職員で熟知した者が所属する振興公社に市が業務委託したものであります。振興公社が解散後も、有料施設はないことから、次年度以降通常の業務委託で市は発注することになりますので、施設はそのまま存続することになるものであります。

以上、答弁漏れがございましたら、ご指摘をいただきたいと思います。

○議長 東 英男君 黒弘議員。

○黒弘議員 総括質疑は3回の質問が許されているのですけれども、2回目の質問を行いたいと思います。

これまでもいろいろな場面で出てきております振興公社を解散するという事は、多額な市税を投入するという事にもつながるわけですから、私も、平成2年度からですけれども、振興公社の予算、決算書を全部もう一度調べ直しました。膨大な資料で、膨大な時間がかかったのですけれども、その中で、ある程度その中身がわかってきたという事があるのですけれども、先ほどのお話でいけば、最初はやはり、かなり人も入っていたのです。平成2年のオープン時は4万人、それから5万人、5万人というふうに続いて行って、その当時というのは元利償還が4年間、これ繰り延べだったのでしょかね、元金を償還しないで済む時期があって、売り上げもゴルフだけでも1億円から2億に近い額まで、かなりいい状況であったように思います。何でこのときにお金が返せなかったのかなというふうにつくづく思うわけです。ところが、どうも調べていくと、このころに修景工事というのですかね、まだ元金償還が始まる前はかなり工事を行っているのです。ゴルフ場の修景というのだから、もう少しいいコースにしようというようなことなのかもしれないのですけれども、調べた限りでは平成2年度には3,600万ほど、平成3年に3,100万、平成7年に4,600万というふうな10年間ぐらいの間、七、八年の間に1億円超えるような追加工事が行われているのです。多分そのときに、ある程度利益があったものがその工事に使われてしまっているということがあったのかなというふうに思うのです。ただ、そのころは、平成3年がバブルがちょうど崩壊をしたときで、ゴルフ場を開設したときはまだバブルの後半、末期というような状況で、ゴルフ大ブームだったということがあり、これも調べたのですけれども、本州のほうのゴルフ場では1ホールが2億円かかったというような時代だったようです。そういうことからすれば、最初は7億でゴルフ場を工事をして、開設までこぎつけていった。当然その後、石狩川の河川敷ですから、相当な石ころもいっぱい転がっていて、皆さんでその石を取り除いたりしながら土をどんどんまた入れていったりというような、大変苦勞してこのゴルフ場というのをつくられたという話も聞いているのですけれども、ただ残念なことに、たくさん入っていたころにお金がかかり過ぎてしまったのかなと。ここで借金を何ぼかでも返していってくれれば、その後の経営というのがここまで行き詰まらなかったのではないかなというのがまず1点としてあるの

ではないかというふうに思うのです。

それから今度は、しばらくすると借金返しが始まっていくのです。長期の借入金というのはどうしても返済計画を出していかなければならない借金ですから、見ていくと4,000万ちょっとずつ毎月返していかなければならない状況が起こってきたのです。そのときに、またこれも残念なことに、5万人ぐらいずつあった人口がバブル崩壊とともに、人口ではなくて利用者数が徐々に落ち込んでいきます。結果的に、この4,000万の借金返済を利益の中から返していくのが非常に難しい状況になって、長期の借入金を短期の借入金をふやすことによって返していくという、つまり借金をして借金を返すというような、言葉悪いですが、まさに自転車操業みたいな状況がこれまた何年か続いてしまうというような、私が調べた結果ではそのような状況があったのです。

その後は、ゴルフ場を何とかしたいという思いもあったのでしょう、利用者はどんどん減っていきますから、利用者をふやすために何とか高齢者の皆さん方にたくさん来てもらいたいというふうな意図があって、高齢者割引を始めたのです。一番来てくれる人たちは高齢者で、実はお金にゆとりがあるのも高齢者の皆さんだったのだと私は思うのですけれども、そこに割引をかけてしまったのです。これがせめて市内の市民の高齢者の皆さん方に対する特典のサービスであればよかったと思うのですけれども、市外の方々も全部サービス対象にしてしまったのです。つまり利用者はある程度維持はできたものの、結果的には利用料金にプラスにはなかなか返すことができなかったという、全ての流れが余りいい方向には向かっていなかったというふうに私は思うのです。それで、調査した結果として、このゴルフ場そのものが利益を生ませるような民間の会社という感覚ではなくて、いろいろな意味で市がほとんどやっていた、市の職員がほとんどやっていたという状況もあって、公共施設を維持するような感じというのが見受けられるなというふうにも思うのです。それは1人当たりの単価も、これずっと追っていったのですけれども、それこそゴルフが絶頂のころ、5万人も来ていたころに普通のゴルフ場では1万円を超えるようなゴルフ場がほとんどだったと思うのですけれども、このときも砂川のゴルフ場は残念ながら1人単価にすると3,000円ぐらいの利用料金でやっているのです。何でこのときに、もうちょっと利用料金を上げてやれたのではないかというふうにも思うのですけれども、そこまでやり切れないで、つまりこれが先ほど言ったように公共施設を維持管理するような状況で運営されていたのではないかなというふうに思うところです。

続いて、これ平成2年度から本当に数字をずっと追っていったのですけれども、とにかくわかりづらいのです。僕は平成7年から議員をやっていますから、平成7年からの予算、決算書というのはとってあります。ところが、ゴルフ場の平成2年度からというのはないものですから、それは取り寄せて全部調べていったのですけれども、決算書だけずっと見ていたってわからないのですよ、経営状況が。これは議員のときにも大分指摘はしてきていることなのでも、決算書の中の費用を見ても何に使われたかということがわか

らないのです。つまりこれでいくと、誰がこの決算書を見て、どうチェックできるのかということが、まずはわかりづらい経営になっていたということ。もっとひどい話は、予算の例えばゴルフ場の収益と、それからその年度の決算の実際の収益を比較すると、これちようど平成七、八年ごろに起こっているのですけれども、予算と決算の差が4,000万ぐらいある時期があるのです。つまり予算は多く見積もっていながら、結果的にはその4,000万は決算では少なくていってしまったという。これでいくと、誰がこの会社をどうちゃんとチェックして、どう経営してきたかということが本当にわからない状況の中でずっと何年も進んできたのかなというふうに思います。当然これは議会の側にも、一時は取締役として行っていた部分もありますし、それから我々には6月にチェックをする時期があったのですから、議会が責任がないとは決して私は言いませんけれども、とにかくとにかくわかりづらい民間会社だったなということが私は残念でならないわけです。

今も言ったように、組織のあり方というのが、まず取締役は部長の皆さんが大体就任をしていった。この取締役というのは、人事異動に伴ったり退職で頻繁にかわっていきわけですよね。それから、社長も私が知る限り大体助役、副市長がなられてきたと思うのですけれども、私が議員になってから4人、5人、ちょっと正確な数字は忘れてしまいましたが、かわっているわけです。社長がこうやってかわる。いわんやこの20年間の間に、25年と言っていいですか、一番現場を任せられる支配人が本当に何人かわってきたことかということ。つまり支配人はお客さんと直接接する人ですから、この方々がしっかりとお客さんの顔を覚えたり、あるいはいいサービスをしていくということがないとお客さんをどんどん少なくしていってしまうということであつたにもかかわらず、何人もの支配人がかわってきたということがあると思います。こんなことが全部含まれていって、せつかくのいいゴルフ場が今こういうふうな解散という形に追い込まれていってしまったというのが本当に残念で残念でならないわけです。

まず2回目の質問としては、今多々申し上げましたけれども、もっともっとしゃべりたいこと実はあるのですけれども、市のほうとしては、今の私の分析とは言えないような内容なのですけれども、こういうことについてどんなふうに、公社とのやりとりの中で、この解散の議決の案件を出すこの時期に、どのような考え方をされていたのかということをも改めて伺いをしたいというふうに思うのです。

先ほどの1回目の質問の中で、公社にはまだまだ資産が残っているのですよね。今回の議案の概要を見ても、実は株主の中に今回お金をお返りする銀行関係の方々が当然いらっしゃるわけです。毎年毎年株主総会が行われていたはずなのです。私は、今回全部お金を返すのではなくて、この金融会社に本当に責任がないのかなというふうに思うわけです。まず、今私が言ったように非常にわかりづらい、しかも借金を、長期を短期にかえながら返していくというのは、民間金融会社に返すわけですから、そういうやり方自体を本当は経営のプロ中のプロである銀行の方々がやっぱりきちっと株主総会のあたりでもチェック

を入れてくれるとか、そういうことが本当はあってもよかったのではないかというふうに私は思うのです。ところが、そういうことは一切なく、多分損失補償をしているわけですから、絶対最後は市が返してくれるだろうと、そればかりか毎年利息も生むわけですから、何ぼでもどうぞお借りくださいというようなことがあったと思うのですけれども、それって本当に株主としてそれでよかったのかなというふうに私は今もって思うわけです。つまり株主責任というのも当然あっていいだろうと。であるならば、今回出てきている借金返しの民間金融会社の中にも、せめて今回の資産を少しでも引き受けていただくことはできないものかなというふうに思うのです。先ほどの答弁でいけば代物弁済で、これは市が債権放棄する部分の中に組み入れていくということだと思えるのですけれども、もう少し株主であった民間金融機関へのこちら側からの要望みたいなものを出してもいいのではないかというふうに思うのですが、その辺は不可能なのかどうかですけれども、お伺いをしたいと思います。

それから、今後のことなのですけれども、私は議会にとって非常に議会軽視もあるなというふうに感じたのがオートスポーツランドの新聞報道です。これは、本来ここで私が聞いて、オートスポーツランドは存続というのなら話わかるのですけれども、私たちが新聞から知るということほど寂しいものはないわけで、こんな重要な問題がまた新聞報道が先に出てしまったというふうなことは、本当に残念でならないわけですけれども、今後の事業はどうなっていくのですかとお伺いをすると、ゴルフ場は廃止をすると、これは今までどおり。ところが、オートスポーツランドのほうは、これは新聞報道と同じなので、新聞見ながらしゃべってもいいかなというふうに思うのですけれども、200万円ほどの経済効果があって、存続をしていこうと検討しているというお答えがありました。この2つをまず取り上げていくのですけれども、オートスポーツランドの関係者の宿泊、消費で経済波及効果が200万円というお話でしたけれども、これこういうふうに考えていったときに、ゴルフ場の経済効果というのを考えられたことは今まで一度もなかったように思うのですよね。存続するオートスポーツランドについての経済効果200万、いや少ないですよ、これ。ゴルフ場だったら、だって1万6,000人弱来ているのだから、こんなもので済むわけないですよ。この何倍も、下手したら何十倍も経済効果はあると思うのです。私が知っている限りでも、内地から来た息子、娘たちがゴルフをやるのが楽しみで、滝川のゴルフ場なんかよりもはるかに砂川のゴルフ場いいし、帰りは食事をしたり、それからお菓子屋さんでお菓子買っていったり、とても喜んでいるという話も何件も聞いていますから。オートスポーツランドの200万の経済効果から比べれば、こういう意味でいえばですよ、ゴルフ場の経済効果なんていうのはもっともっと大きいものだと思うので、これはどうしてそういうふうな対比というのがされないで、単純にオートスポーツランドの経済効果200万だけが新聞で出てくるのか、これ不思議ではないのですけれども、この辺もぜひお伺いをしたい点です。



それから、オートスポーツランドの存続の理由としては、外部から人がよく来てくれるのだというお話なのです。いやいや市長、そうやって書いてある。外部から来るという話ですよ、だからいいのだということなのです。ところが、今までゴルフ場のこと何て言っていたかという、この1万6,000弱の中で市民は3割しかいないのだと。それ以外はみんな外からだから、これやめるという理由の一つにもなっているのでしょう。これもおかしい話で、ゴルフ場は市民が3割しかいないからだめで、でもオートスポーツランドは外からたくさん来るからいいよと。それでオートスポーツランド、今の中でハンドル握っている砂川市民といたら、僕は皆無に等しいと思うのです。かつては市内でもやる方々いらっしゃったけれども、どうもこの辺も、こっちをやめて、こっちやるというところの理由がはっきり私にはわからないのです。その辺もぜひお話をさせていただきたいなというふうに思うのですけれども。オートスポーツランドそのものは、ドリフト走法というのがありまして、いわゆるブレーキをきりませながら急回転していくということなのですけれども、この騒音というのが今私のところにもかなり寄せられていまして、ゴルフ場というのは騒音はまずほとんどないし、そればかりか高齢者の方々の健康増進、いろいろな意味でいいことがたくさんあるなというふうに思うのですけれども、あえて市民がやらないようなものに対して、しかも騒音で苦情があるようなものをどうして無理して、いや無理ではないかわからないけれども、やろうとするのか。どうも私は、同じ公社を解散した後には公社が抱えていた事業についてやるか、やらないかということでの論理的な矛盾がかなり大きくあるなというふうに思うので、この辺のところは2回目でぜひお伺いをしたいなというふうに思います。

それから、この2回目の質問での最後になるのですけれども、私は6月のときに、利用者がどういうふうに推移しているのですかというお話を聞いたら、4月、5月は前年度と比較して1,000人ぐらい多くなっているというお話があったので、このまんまだったら、天気もよかったし、どういうふうになっているのかなというのが私自身として注目しているのです、最後の質問としてはことし8月末までの利用者数はどのぐらいであったのか、そして昨年度の比というのがもしあれば、それもお知らせいただければというふうに思います。

以上です。

○議長 東 英男君 小黒弘議員の2回目の総括質疑に対する答弁は休憩後に行います。

午後1時まで休憩します。

休憩 午前11時49分

再開 午後 1時00分

○議長 東 英男君 休憩中の会議を開きます。

小黒弘議員の2回目の総括質疑に対する答弁を求めます。

市長。

○市長 善岡雅文君（登壇） 大きなところで私のほうからご答弁をさせていただきま  
すけれども、小黒議員にも平成23年以降いろいろと何回も議会でご質問をいただき、お  
答えをしてきて、古くから言えば19年から議会の中で論議をしてきたと。それで、基本  
的な私の考えは、恐らく小黒議員もご承知だと思うのですけれども、いわゆる行政がやら  
なければならないもの、例えば施設関係でいえば図書館があったり、体育館があったり、  
交流センターゆうがあったり。図書館であれば丸々公費で見てもいいであろうと、一般的  
には。体育館であればその一部は、砂川の場合は光熱水費、その部分を見てくださいと、  
一部だけ負担している。あとは、大部分は公費で見るのだと、そういう考え方で施設運営  
をやっている。一方、ゴルフ場、これは民間もやっていると、それは料金収入の中  
で全てを賄うと。それで、私の基本的な考え方は、もともとゴルフ場の8割は赤字だと、  
6割は潰れるであろうと、というよりは現実にはこの北海道内いろんなところが潰れてき  
ている。それは、経営が云々というよりも、もともと長年の失われた20年と言われる経  
済不況の中で、なかなかやれなくなってきたと。それと、少子高齢化、やる若い人も少  
なくなってきた。それが続く以上は、この経営は成り立たないから、プロである民間とい  
えどもゴルフ場は廃止せざるを得ない状況になってきている。

ですから、私は将来的にそれを公社でやるか、指定管理でやるかという論点ではなく、  
ゴルフ場経営そのものを赤字投入してまでやるべきではないというのが私の基本的な考  
え方であって、先ほどダートトライアルの話がありましたけれども、あれは副市長が新聞社  
にお答えしたというふうに聞いていますけれども、やるということではなく、やる方向で  
検討していると。新聞の載り方は、小黒議員もご承知のとおり、そうやって言っても見出  
しはああなるというのは今始まったことではないですけれども、ただ私の観点は、そのダ  
ートが今赤字でどうしようもなければ、私は一緒にやめると判断したかもしれない。そう  
でないものをやめる論拠というのはどこにあるのかなと。日本選手権もやっている、そう  
いうものをやめるといったら、それをやめるなりの根拠を示さなければならないと。ただ、  
ジムカーナは確かにうるさい、私はあれはおかしいと思っている。だから、あの騒音を垂  
れ流しにしたままでやるという考えはないですけれども、向こうとの話し合いになります  
けれども、1年前には、やっぱり向こうにも日程上の都合があるから、言わなければならないと。ただ、  
その中で受けるところがその条件に合うかどうかという問題も検証しなければなら  
ない。だから、今検討中と答えているだけで。そして公社の問題ですから、公  
社の質疑ができるところで報告するのはいと。場所、理事が昔どおり入ってくれてい  
ればその場所もあったのかもしれないのですけれども、常任委員会でしゃべるような種類でも  
ないし。だから、私市民に言われたら、今いろいろ検討していますよ、騒音はちょっと  
うるさいから、私はあれ嫌なのだと、もっとちゃんと公社のほうで管理しないとだめだね  
という話は、昨年から市民のほうから言われているので、お答えはしていますから、それを  
聞かれたときに言うなというのはちょっと筋が違うような気もするのですよね。

それは、公社という性格上、小黒議員も理解しているというふうに思うのですけれども、もともとの考え方が経済効果という観点ではないということだけは、確かに経済効果あったほうがいいですけれども、それはゴルフもある。でも、ダートも今後金がかかるのなら、大規模な金がかかるのだったら、やっぱりそれは考えなければならぬと、どうするのか。今の段階ではそれでやれているという現実も理解していただきたいかなと。ゴルフ場は、大きくこれからどんどん赤字ふえていくでしょう、どんどん潰れていくでしょうと。あの名門と言われた江別の河川敷のゴルフ場もことしから閉鎖している。要するに、世の中がそういう方向に向いているというところに公費をどんどん入れては、そしたら公費を入れたときのやめ際はどうなるのですか、誰がその責任とるのですか。だから、私が市長になったときに、公社を解散と言ったわけではないですよ、ゴルフ場は赤字になったら私はやめますと、そう言うことによって市民にも周知されたし、新聞も書いてくれたし、それまでは何ぼ議会で論議しても外には出ていかなかった。市民の知らないところでやられていると。私は、はっきり市民に、市政執行方針で書いて、わかるようにしたかったと、そういう趣旨をご理解いただきたいというふうに思います。

○議長 東 英男君 副市長。

○副市長 角丸誠一君 私のほうからそれ以外の部分でご答弁を申し上げたいと思いますけれども、1点目、大きな捉まえ方で今回意見が上がっていて、どういう考えだというようなことでありました。ご指摘のとおりであります。平成2年の7月1日にゴルフ場をオープンいたしました。冒頭お話あったように、当時はまだ芝等の活着がよくなく、私も砂利拾いをした一人でありますけれども、やはりクラブが傷むというようなことから、オープンしてすぐゴルフ場が今のような状態になったかということ、大変ひどいと言ったらなんですけれども、まだいい状況になっていなかった。そのため、お客さんに来ていただくために、やはり投資をしながらゴルフ場を充実していったと、それが平成10年までかかったというような状況になったのだと思います。確かに平成3年に5万3,000人ほど、一番入ってピークです。それから全部減ってきているという状況の中で、当時のいろいろ調べましたけれども、その収支計画というか、償還計画というのがなかなか見出せておりませんが、河川敷という性格上、収益をたくさん上げるのだという場所ではない。公共性の場所ですから、民間のゴルフ場みたいに1万円以上とかと取るわけにはいかない。低価格で利用を願うというのが、これは河川管理者から特別要件とされているところでもありますし、ですから会員制にしてやるなというような条件も付されているところでもあります。そういった背景もありまして、ただ償還計画なるものはやっぱりしっかりしてほしかったというのが担当しているの思いという部分でございます。

それから、株主のお話がありました。株主の責任で負担はとれないかというような話でありますけれども、これは会社法の104条の中で、株主の責任というものはその有する株主の引き受け価格、うちは市と民間の金融機関5つですけれども、市は75%、残り

の金融機関は1行が50万でありますけれども、50万の株式の限度というところになりますから、仮に振興公社が多額の負債を持ってその責任はないとされているもので、自分たちが持っている株式価格までの部分で、破綻すればそれはゼロということになりますから、それを株主が容認するかどうかと、そういったところの責任という部分で示されているところでもあります。

それから、高齢者の部分で料金設定が市内以外に市外にもわたって使っているというようなお話だったと思います。以前は65歳以上だけの設定でありましたけれども、平成21年から70歳以上という料金を取り入れまして、これはゴルフ利用税がかかりませんから、今ワンラウンド2,000円ぐらいで平日やられていると思いますけれども、この背景は、だんだんこのゴルフ場も人が入らなくなってきて、価格のダンピング合戦というものが始まりました。その中で平日の利用というのが、ふだんでもそうですけれども、少ないという中で、何とか平日の利用をふやそうというようなことから、そういう価格帯を設けておりますけれども、先ほどもお話ししましたように、それは市内の市民だけの特定というわけには、これはなかなか、河川敷地という性格上色分けするわけにはいかないというようなことから、どこから来られてもその対象になる方はその料金でプレーしていただくというところを基本としてきております。ただ、そうやって下げたことによって首を絞めているのではないかというような見方もあるかもしれませんが、これは今も午後料金とかと割安にしていますけれども、どうしてもやはり安いところにお客さんは流れていくというような状況から、薄利多売になるかもしれませんが、そういった観点で集客を図らなければならないという、そういう今は情勢にありますから、そこら辺は高齢者の部分、一般に広げているというようなところをご理解をいただきたいというふうに存じます。

次に、予算、決算でかなり相違があるというようなお話でありました。予算、決算は、それぞれ最初と最後だけありますけれども、当時はこれだけ入るだろうという利用見込みを立てておりますけれども、最終的には中間の取締役会で補正予算という形で修正をさせていただきます。議会のほうに報告しているのは補正予算の議案は出ておりませんが、予算と事業計画という形でしか出ておりませんが、そういった利用見込み等の部分については修正をしておりますので、その点をご理解をいただきたいというふうに思います。

それから、オートの報道の関係で議会軽視という部分がありましたけれども、市長から今お話ありましたけれども、決して議会軽視という考えはございません。記者さんにも、ことし3月議会で新聞報道されておまして、オートは検討するというふうな新聞報道が3月十七、八日ぐらいの新聞で出されておりました。その後どうなったのですかというような取材を受けまして、今そういう方向で、やる方向で検討しているのだということをお話をしました。見出しはああいうふうな見出しで決定のようになされてましたけれども、これは今まだまだ検討を詰めなければならない部分がございますけれども、ただ1点だけ、

これは河川管理者と協議した中で、やめてしまうともう復元できない施設であって、河川の許可はおりませんというふうなことを言われております。そういった中で、収益が若干ともあるということでもありますから、市長が申されたとおり、重荷になっていくような施設なのかどうなのかという部分。先ほど音の問題言われていました、オートについては、今砂利道のダートコースと舗装してあるジムカーナコースがありますけれども、特に今ジムカーナコースの舗装面でのドリフトというわざと、わざとというか、そういうテクニックを争うのかどうかはあれですけれども、舗装面をスリップさせながら走る走行であります。車の騒音、スリップ音が大変耳ざわりになっております。そういったことは十分承知しておりますので、これを続けるというふうになるのであれば、そういった音の規制だとか、あるいはそういう乗り方は禁止だとか、そういったところも含めて今後詰めていかなければならないのでありまして、これらについてはもし続けるというようなことになると公共施設等の位置づけをしなければなりませんので、これは12月議会とかというところが視野に入ってくるという状況でございます。

それから、利用状況のお話でありました。ことし6月の中でも、4月、5月分、1,080人ほど昨年と比較して多いですという話をしました。その後でございますが、6月はことしは2,338人、昨年は2,851人で、513人の減、7月はことしは2,464人、昨年は2,806人、342人減、8月はことしは2,531人、前年、昨年は2,470人ですので、61人の増となっております。オープンから8月末までの合計では、ことし1万890人、昨年は1万604人、結果的に284人多いという状況になっております。

何か答弁漏れがございましたら、ご指摘をお願いします。

○議長 東 英男君 小黒弘議員。

○小黒 弘議員 市長が最初に手挙げて出てこられるので、大きなくくりで何を言われるかと期待したのですけれども、8月6日の記事が違っていたのだという話が主な話で、ちょっとがっかりしたのですけれども、これは見出しだけの問題ではないのです。文中にも、存続を決めたと断定的に書かれているのです。もし市長がおっしゃるように、そうではないので、これからまだ検討しているのだというのなら、何で道新のこの記者に訂正文なり、抗議をしなかったのですか。記事ってそういうものですよと言うけれども、そんなものではないでしょう。大事な話をこうやって断定的に書かれて、実際議会で今市長は、いや、これそうではないのだと、まだ検討しているのだと、こんな話しするわけでしょう。市長たる方がそんな言い方は、僕はないと思います。これどう考えたって、決めているのですよ。記者は後追いをしているのです。譲渡後の運営方法をどうするかというふうに、指定管理者制度が有力視されているJAFの北海道本部まで聞いて、道央圏の愛好者は、人気のコースで存続はありがたい、こんな話までここの記事に載せられて、実は検討中ですよと市長が言うなんておかしい話でしょう。決めたのなら、決めたでいいのだ。いやこの話今私の

問題ではないから、ただそんなこと言うためにここに立ってもらうのではなくて、次質問することに答えてほしいと思うのです。

オートスポーツランドもまだ検討中で、いろいろこれからやっていくと、それはまず公社を解散したその後の話なのだろうというふうに解釈をしますけれども、私は、オートスポーツランドもそうかもしれないのだけれども、オアシスゴルフ場をなくすというのが何とももったいないなというふうに思うのです。ついこの前も、気になっているものですからゴルフ場行って眺めてくる。私はゴルフやらないので、余り寄与できていないのですけれども、あの美しい眺め、あのきれいな芝生を1億5,000万かけて草ぼうぼうの河川敷にするのかと思うと、本当にもったいないという気持ちはあるのです。とにかく、少なくなったというにしても、来場者は、利用してくれる人は年間1万6,000人弱はあるわけです。その中の7割は市外から来てくれているのですよね。ここまで市外からお客さんを呼ぶのは、ハイウェイ・オアシス以外、子どもの国もそうですけれども、なかなかうちの施設としてはないのではないかなというふうに思います。それとあわせて、せっかく今度平成27年にスマートインターが開通するのです。前から僕このスマートインター開通のお願いをしているときに、ゴルフ場が近いから、札幌や旭川から来た人もインターおりたらすぐにゴルフ場がある、こんな便利なゴルフ場というのはめったにないのではないかということで、スマートインターからお客をおろすためにも非常にいいことだと思うわけです。それから、土地の販売だとかいろんな意味でも、砂川で安くゴルフができて、砂川市立病院で検査した後、安いゴルフ場でたっぷり健康のためになんていうのはいい売り出し文句かなというふうにも実は思っています、これからスマートインターや定住政策、いろんなことでうまく退職者を取り込めるこのオアシスゴルフ場がいい要素になるのではないかなというふうにも思っているものですから、なおのこと何とかならないかなというふうに思っているのです。

それで、今回のこの公社を解散するということにおいて、私はより存続ができる可能性が高まるというふうに実は思っているのです。それは、まず今のゴルフコースは、コース管理に北海道アトリウムというところで3,150万円でやっていただいているのです、ことし。これは破格かなというふうに思うのです。前にずっと振興公社のものを調べていたときに、一番高いところでこのゴルフコースが6,500万ぐらい年間かかっていたのです。今現在は半分に落としながらも、まだまだオアシスゴルフ場はいいゴルフ場だというふうに、河川敷としてはおもしろくて、グリーンや何かもちゃんとしたいいゴルフ場だという評判は、インターネットなんかを調べると結構書き込みがあったりするのです。あと維持管理に何がかかっているかという、ほぼ人件費だと思う1,700万ぐらいがかかって、全体の平成26年の費用になっているわけです。砂川振興公社が解散することによって、今お話しのように、まず民間金融機関への借金返済を済ませてしまうと、これによってゴルフ場はどういうことが起こるかという、今まで利息を払っていた分、これ

380万が浮くのです。払わなくて済むのです。それと、一般管理費として、振興公社に人を雇っていた、この一般管理費300万がほぼ浮くのです。つまり合わせて680万浮くのです。振興公社を解散することによってですよ。

6月議会が終わった後に、ゴルフの愛好者の方々が署名活動を集められて、1,500人ぐらいの署名が集まって、市長のところにも陳情に行ったと。その記事を読むと、自分たちでも苦勞して、ボランティア組織でもつくって何とかできないかというようなお話もあったので、私はこれがもしできたらすごいなと実は今思っていて、さっき言った人件費の1,700万のうち、今地域交流センターゆうでいろんな方々が理事も含めてボランティアで運営をやっていただいているのですけれども、もしこれを、1,700万ある人件費が、ゴルフ愛好家やいろんな方々のボランティア、どうしてもゴルフ場を残そうという気持ちの中でもし担っていただければ、この人件費を半分に落とすことできるかなというふうにも思うのです。そうしたら、さっきの680万、この800万、もしかすると貯金ができるかもしれない。貯金ができたら、クラブハウスの屋根ペンキ塗ったっていいかなというふうにも思うのです。

実は、6月以降の署名活動の皆さんが今どんな気持ちでいらっしゃって、ボランティアとか、そういうものがどういう動きになっているかというのは、私は全然直接わからないので、市長のところにも当然要望に行かれたので、その後の結果というのがある程度わかっているなというふうにも思うのですけれども、返す返す私のいろんな試算でいけばもったいない話だなというふうに思っていて、最後に市長にお考えをお伺いするのですけれども、これは市のほうから提案をされていることですから市長にお伺いするのですけれども、市長は、砂川市は官と民の協働ということを大きく大きく、自分の政策の大きな一つとして捉えられていると思うのですけれども、せっかくこういう署名活動があり、ボランティアでやってもいいという方々もいらっしゃり、そして今回先ほども言ったとおり開発公社の解散によって払わなくて済む経費が出てくるということになった場合に、地域交流センターゆうのような指定管理者の方式で継続をするというような考え方というのは市長にはあるのか、ないのか。これ市長も、とってもいい民と官との一つの……社会的実験なんて言うと言葉が悪いし、そんな言い方はしてはいけないのですけれども、私はそういう感じもとってもしているのです。そんなようなことから、ぜひ、最後の私の質問です。市長にお答えをいただければというふうに思っております。

○議長 東 英男君 市長。

○市長 善岡雅文君 私先ほど、今聞いていてわかったのですけれども、小黒議員さんが言おうとしたやつを先に言ってしまったのかなというふうに思うのですけれども、私の考え方は24年に執行方針に書いて以来一貫して変わらず、ゴルフ場料金収入で全部賄う民間がやっている事業を公がやるべきではない。やる理由がない。それは民間でいいのだ。ただし、当時は市民の要望もあり、ゴルフの熱も高く、要望も多いから、やる方法は公営

企業でしかできない。だから公営企業でやると。市でやるというのは、やっぱり行政目的がなければだめだということを私は先ほど言ったのです。民間でやるものは民間でやるべきで、そこに参入してまで民間圧迫してはいけないと、まして経営も成り立っていない。ダンピング競争でどんどん落ちていっている。うちが悪いとか、どこが悪いではなくて、生き残るためにどこも必死だから、結局みんなで落とし合って、結局民間がどんどん潰れていった。行政のほうは多少まだ残っている分野が多いですけども、民間のほうは潰れ方は早かったと。だから、そこを指定管理という考えはもともと私にはない。

それと、やり方と言いますけれども、民間でもできないものをどうして指定管理でできるという発想になるのか、そこが私はわからない。それなら、民間どこももっていますから、それならもっとノウハウ持っている大手がやっているのですから。その小黒さんの根拠がわからないの、やれるという。それと、ボランティアというのだったら、私はそれは否定しません。ただ、自分たちが楽しむためにボランティアする人が本当にいるのかは疑問ですけども、ゆうみたいに行政目的にかなって、文化を育てるのだ、若い人は結集するのだと、そういう大義名分がゴルフを楽しむのに本当に出せるのだったら、やる人のボランティアの名簿出してくださいと私はお願いしました。来ません。

それともう一つ、正直に言いました。私は24年に、はっきりわかるように新聞に書いてくれと言って、執行方針で言って新聞に載せました。いろんな団体から問い合わせ来ました、どうするのだと。心配して、やめるのなら前の年に言ってくれ、ローテーション組まなければならない。市も大変だしという声もいろいろいただきましたし、市長、絶対負けるなという声のほうが大きかったですから。折れるなど。それほどやる人が減ってきているのと、やれない人の割合がすごく多いということです。いい時代はいいのですよ、収支が合っていれば。そこを無理やりボランティアだとかって趣旨が違うものを、私は拒否しましたよ、来られた方に。もう一年早く来てくれると、私は24年に新聞に載けて、2回ほど道新、プレスに載っていますから、2回ずつぐらい。そのときに来てくれたらよかったですか、そしたらもっと検証する時間があって、納得していただけたのに、今この場にきてそのボランティアそろえて、これでローテーション組めるからって、やれるのですか。指定管理の業者って見つけれられるのですかと。指定管理を募集してくれと言われましたから。やめると言う市長が募集したら、市民は何と思いますか。私は宣言しているのですよ、小黒さん承知のとおり、やめると、成り立たないものは無理ですと。その分税金を投入して、一度投入するとやめる理由がなくなります。それが行政の常なのです。議会も言う、もう入れたではないかと、今さら何言っているのだ、もっと入れろとなる。そういうのが嫌だから、新聞にはっきり言ってスタンスを明確にただけで、私はやる考えは、もともとデータの的にもたないというのわかっていますから、公費をつぎ込んでどんどんそれを膨らますなんていうのはもうさんざん、過去に議会も理事で入っていたのですから、わかっているでしょう、こういうふうになっているのは。



だから、そういうのはやってはいけない。大多数の市民はそう思っていると思っていますから、私は。確信犯ですから。ただそれをできるという業者が来て、ボランティアでやるというのだったら、それを示してください。私は公募しませんよ。やめるという宣言した首長が公募したら、市民は何と思いますか。市長あんなこと言っていてやる気か、おかしいではないかと。そんな信頼を失うようなことはしないから、あなた方が見つけて、こういう条件だったらできると言っていますとってくれるのなら、検討しますと。だけれども、なかなかそんな人はいなかったと。ボランティアも、言ってみただけでも、集まったのか、集まらなかったのか、ちょっと私わからないのですよね。2回ほど来られたのですけれども、その後来ないものですから。そして大多数のゴルフやる人は署名していないというのも、見ていると、あれっという感じもしましたけれども、私はもうちょっと市内から来るかなと思ったら、案外市外の方が多みたいなふうに社長から、私は名簿一切自分で見ないですから、見ないほういいだろうと、それは社長のほうで見て判断してほしい。ということで、道を消しているわけではないと、赤字になったらやめるということを明確に申し上げているので、先ほども言ったけれども、公のやる分野というのは体育館だとか、それは使用料の一部だけ見てねと、図書館は全部公費で見ますとか、文化とか体育にはそれぞれ持ち分があってやっているのと、病院だったら診療報酬と本人負担で、全く同じ公営企業ですから、でもそれ赤字になっても市民は一般会計から公費を投入するのは許す。だけれども、ゴルフ場、趣味と言ったら怒られますけれども、健康も兼ねているから、そんなばかな言い方は、私もゴルフしますから言いませんけれども、それがやっぱり娯楽施設利用税という該当になっている。財務省に言わせればぜいたく税という趣旨ですけれども、そういう趣旨のところには行政が公費をつぎ込んではいけない。だから黒字だったらやっていきますと言っているのですから。その趣旨は今までさんざん小黒さんとやってきて、みんな理解されて進んでいるやつを今ここでまた市長の見解はと言われても同じことを言わざるを得ないので、先ほど言ったのはその趣旨を言っただけで。それで、新聞は私は抗議する気はありません。そういうのが新聞という感じにいる分野もございますから、それ言ったらほかの市町村もみんな結構あって、あるのですけれども、まあまあそれは新聞の宿命という分野もあるので。行政がそんな勇み足をするようなことは今の行政はしませんから、言い忘れることはあっても、言ったときはちゃんと後のことを考えてしゃべっていますので、それはまあまあ、それで道新に怒る気もないし、ああ、こういうふうにかかれちゃったかということですが、ダートのほうはいろいろやれるかやれないかも含めて、赤字になっていないものをやめるという理由を探すほうが難しい、根拠はそこにありますので。ただ騒音だけは私自身は正直言って許しがたい。その条件を付したときに向こうがやってくれると言うのかどうかはわからないから、やるなんていうことも言えないし、やらないとも言えない。こういうふうに言えば小黒議員はわかってくれると思うのですけれども、そういうことでございます。

○議長 東 英男君 他にご発言ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで議案第6号の総括質疑を終わります。

続いて、議案第1号から第3号までの一括総括質疑を行います。

質疑ありませんか。

小黒弘議員。

○小黒 弘議員（登壇） それでは、議案第1号の一般会計補正予算について質疑を行います。

今回は、開発公社費の砂川振興公社損失補償金という1億5,750万円の予算が補正で提出されているのですが、私これどうも提案の順序が違うのではないかというふうに考えて、確認をさせていただきたいと思うのですけれども、そもそも先ほどからの議論である振興公社の解散に伴って、民間金融機関の債務保証の金額を今補正で出すということになるわけですが、普通、会社の解散というのはまず株主総会で会社を解散する決議をしなければならないのです。その後、解散したことを登記をしなければなりません。そして、今度は清算人、先ほどからも副市長のほうからも出ています清算人がそれぞれの債権、債務、あるいは財産の処理をどうしていくかということを決めていくのが順序なわけですが、先ほどもお話になっていたようにまだ解散の株主総会が開かれていない状況の中で、前もって民間金融機関に返すお金を今予算化するということは順序が逆さまではないかというふうに思っているのです。先ほどのとおり、12月議会あたりになれば、この株主総会を経て、解散が承認されて、清算の段階で砂川市の債権放棄の金額、あるいは原状回復の金額、あるいは民間金融機関から借りている債務保証、こういうものがはっきりとした金額として出てくるのではないかというふうに思うものですから、なぜまだ解散の決議が、総会での決議がされていないこの段階でこのような補正予算が出るのかをお伺いをいたします。

○議長 東 英男君 副市長。

○副市長 角丸誠一君（登壇） 損失補償金の関係で、解散議案と同時になぜ出ているかというようなことでございます。損失補償金の予算計上につきましては、砂川振興公社の解散議決権を行使することについて今議案を提案しているところでありますけれども、既に開催いたしました砂川振興公社の取締役会、これ8月25日に開催しておりますけれども、この取締役会で解散方針の決定に伴いまして、砂川振興公社の借入金の民間融資先である空知商工信用組合及び新砂川農業協同組合から、ゴルフコースの営業終了後速やかに開催される株主総会における解散決定後に借入金の繰上償還を振興公社が求められているところであります。振興公社としては、借入金を返済できる見通しが立たないことから、砂川市に対して金融機関より損失補償契約に基づく損失補償金の請求がなされるものでありまして、請求後直ちに返済しなければならないことから、今議会に予算を計上しており

ます。もう少し具体的に申しますと、損失補償につきましても弁護士とも相談をしているところでありますけれども、損失補償は債務保証と異なりまして、履行延滞、破産、民事再生等の事態に陥っていなくても、客観的に当該債権の回収の見込みがほとんどなくなった場合に損失と認識されるものでありまして、振興公社については6月定例会におきましても経営状況等を報告するとともに、マスコミにも取り上げられまして、解散するという方向で報道されているところでもあります。現在に至るも営業継続を検討すべき状況は何ら存在しないことから、営業終了後に解散、清算することはもはや確実な状況であります。客観的に債務返済の見込みはもはやないため、損失が発生しているというふうなことが認められることから、速やかに損失補償の手続をとるべきとのごとでございます。なお、先例の都市としまして、平成23年に解散した道内の都市におきましても、株主となっている振興公社の解散議決と同時に損失補償金の補正予算を提案しているところでもございます。損失補償金については、現在の予算上1億5,750万でございますけれども、金額的には変動はしないものと思っておりますが、金融機関から振興公社に催告書が郵送されている期日は、平成26年の12月5日まで全額返済されたいということで催告を受けているところでございます。

以上でございます。

○議長 東 英男君 小黒弘議員。

○小黒 弘議員 さっきも言ったとおり順序があつて、債権者のほうも解散決議の総会の決定後に速やかに返してほしいと言っているわけですよ、そのとおりしてあげればいいわけです。前もって、今まで株主で責任もちゃんと、私から言わせれば果たしてこれなかった民間の金融会社にそこまでサービスする必要はないわけです。ちゃんと手続を踏んだ結果として、12月議会にこの損失補償の金額を提案すればいいではないかと私は思うのですけれども、何でそんなに急いで今回やらなければならないのか。それから、さっきも言ったとおり、この公社には財産があるわけですから、この財産を金融機関が何ほかでも引き受けてくれるような交渉したっていいことではないですか、そしたら債務保証の金額は減るではないですか。そんなことも何にもしないで、ただただ民間が言うようにそのまま素直に聞いてというふうな感じが私はするのですけれども、何か今ここで債務保証をしないと砂川市にとっては損失するようなことがあるのかどうかお伺いしたいと思うのですけれども。

○議長 東 英男君 副市長。

○副市長 角丸誠一君 ちょっと説明不足で申しわけございませんでしたが、さきの8月25日に振興公社の取締役会を行いまして、もう解散するという方針をもって、今2行から借りている金融機関に通知をいたしました。それに対して、金融機関のほうからはゴルフ場がシーズン終了後、これは降雪があつて、もうこれ以上ゴルフできないと、大体11月中旬以降になるかと思っておりますけれども、11月の中旬以降の中で臨時取締役会を開催し

て、振興公社を解散しようという流れで今予定を組んでおります。その時期はまだ決定しておりません。降雪状態によります。その後、本来順序立てていけば、解散して、登記して、次に民間金融機関の損失補償している分を定例会等に諮っていくということになるかと思えますけれども、今12月5日までと、まず返してくださいということで振興公社に来ると、振興公社はそういう財源ございませんから、返せません。返せませんとなると、今度砂川市が損失補償していますから、砂川市のほうに請求文書が来ることになります。12月5日以降に支払いがおくれていくとなりますと、延滞金といえますか、14.何%かの金利が新たに別に生じてきます。そういったことから、その金利を負担していくことなく、その場面は段階を踏んでいきますけれども、今から予算計上しておいて、12月5日までに請求が来れば執行していききたいという考えであります。通常12月議会はもうちょっと後ですから、12月議会のほうにはちょっと間に合っていないのかなというようなことで、予算措置をするところでございます。

○議長 東 英男君 他にご発言ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで議案第1号から第3号までの一括総括質疑を終わります。

以上で各議案に対する総括質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております6議案は、議長を除く議員全員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して会期中審査を行うことにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、そのように決定いたしました。

#### ◎休会の件について

○議長 東 英男君 お諮りします。

予算審査特別委員会における審査が終了するまで本会議を休会することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、これで本会議を休会します。

#### ◎散会宣告

○議長 東 英男君 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれで散会します。

散会 午後 1時46分